# 広域販社における中古農業機械査定士の取扱いについて

都道府県中古農業機械査定士協議会設置・運営要領(平成26年4月1日日本農業機械化協会)4. の規定に基づく、複数都道府県を営業範囲とする広域販売会社(以下「広域販社」)及び当該社に所属する中古農業機械査定士(中古農業機械査定士の資格を得ようとする者を含む)と各県協議会との関係等については、下記のとおりといたします。

なお、「広域販社」とは、2~数県程度を営業範囲とする販売会社を指すものであり、1社で全国 を営業範囲とするような販売会社は該当しないものとします。後者の場合は、ブロック単位の拠点等 があれば、当該拠点等を本取扱いでいう「広域販社」とみなすものとします。

記

### 1. 広域販社従業員の資格取得

未だ全都道府県に県協議会が設置されてはいない状況の下で、広域販社の従業員が中古農業機械 査定士(以下「査定士」)資格を取得しようとする場合、当該販社の営業範囲と県協議会の存否が 齟齬をきたす場合がありうる。その取扱いは次のとおりとする。

- (1)受検者県に県協議会がある場合
  - ①受検者の所属営業所の県(以下「受験者県」)で講習・試験が行われる場合 一般原則どおり当該県で受検する。
  - ②受検者県で講習・試験が行われない場合

近隣の試験実施県で受検することができる。これは、制度的には両県が講習・試験を合同で開催したものとなる(中古農業機械査定士講習・技能検定試験実施要領3.(4))。なお、この場合は、講習・試験実施県が本人の所属広域販社の営業範囲外であっても問題はない。

- (2) 受検者県に県協議会がないが、本社所在地に協議会がある場合
  - ①本社所在地で講習・試験が行われる場合

本社所在地の県協議会に所属することを前提に本社所在地で受検するものとする。この場合、中古農業機械査定士運営規程(以下「運営規程」)第5条第2項に基づく査定事業所の届出に、 資格取得者の所属する支店・営業所等を記載する必要がある。

②本社所在地では講習・試験が行われない場合

本社所在地の県協議会に所属することを前提に近隣の試験実施県で受検することができる。この場合の取扱いは(1)②に準じる。

(3)受検者県、本社所在地どちらも県協議会がないが、販社範囲内のいずれかの県に協議会がある場合

当該県の県協議会に所属することを前提に受検することができる。この場合の取扱いは(2)の「本社所在地」を「当該県」と読み替えて(2)に準じる。この場合、運営規程第5条第2項に基

づく査定事業所の届出は、原則として本社から当該県協議会に行うものとする。

(4) 販社範囲内ではどこの県にも県協議会がない場合 資格を取得することはできない。

### (5)複数県協議会の関与等

上記(1)②及び(2)(3)については、複数の県協議会が関与するか、当該県域外の者に県協議会が関与することとなるため、これらの措置をとることについて関係県協議会の了解を要する。この件について、必要に応じて広域販社は当該了解のとりつけを日本農業機械化協会に依頼することができる。

## 2. 資格を取得した広域販社従業員の査定士活動

査定士資格を取得した広域販社従業員は、運営規程第5条第2項の届出に記載のある事業所の範囲であれば、いずれにおいても運営規程第6条に基づく査定を実施することができる。この場合、県協議会の設置されていない県における取引きであっても本制度による査定を行うことを妨げるものではない。

## 【参考資料】

「広域販社における中古農業機械査定士の取扱いについて」の場合分けを図示すると、以下のとおりとなる。

◎ 営業範囲A~C県の広域販社(本社A県)のB県支社に所属 する従業員が、査定士資格を取得する場合

県協議会の 有無			試験実施の 有無			受検対応	合格者の所属する	合格者の
А	В	С	А	В	С		県協議会	活動範囲
_	0	_	_	0	_	B県で受検	B 県	
0	0	_	0	×	×	A県で受検	B 県	
  - 	0	0	×	×	0	C県で受検	B 県	
_ 	0	_ 	×	Δ_	×	B県が営業範囲外の他県 と試験共催の場合その県	B 県	
0	×	_ 	0	×	×	A県で受検 	A 県	A~C県
0	×	0	0	×	0	原則A県だがC県も可	A 県	
0	×	0	×	×	0	C県で受検	A 県	
0	×	_	Δ	×	×	A県が営業範囲外の他県 と試験共催の場合その県	A 県	
×	×	0	×	×	0	C県で受検	C 県	
×	×	0	×	×	Δ	C県が営業範囲外の他県 と試験共催の場合その県	C 県	
×	×	×				受検不可		なし

- (注)1. -は、○×いずれでも受検対応等は同じ結論となる。
  - 2. △は、当該県(A~C県)内では講習試験を開催しないが、当該県が域外の他県協議会と共同して講習試験を行う場合(開催場所は共同の相手先県)を示す。形式的には当該県で開催したものとみなされる。